

PTAの組織・任意性について

～「PTAと任意」～

「平成26年度横浜市PTA連絡協議会研修会」

平成26年12月4日
横浜市PTA連絡協議会

「PTAと任意」

PTAは「任意」??

- PTAは「任意団体」？
- PTAは「任意加入」？
- PTAの活動参加や役員の仕事は「任意」？
- PTAでこんな事例はありませんか？

「PTAと任意」

PTAは「任意団体」??

■PTAをどのような組織形態で運営を行うかについては、会員の総意で自由に決めることが出来ませんが、多くの単位PTAは法人格の無い組織（任意団体）の一つである「権利能力なき社団」として運営されています。

※権利能力なき社団・・・任意団体のうち、社団としての実態を備えているもの

※社団・・・一定の目的を持った人の集団で、団体としての組織をもち、社会上1個の単一体として存在するもの

「PTAと任意」

PTAは「任意団体」?? (続き)

■ PTAには設立の根拠となる法律はありません。

例えば... 会社は会社法、学校は学校教育法、NPO法人は特定非営利活動促進法

※PTAは社会教育法の世界教育関係団体に該当しますが、「設立しなければならない」と規定はされていません。

→PTAは会員の総意（意志）によって成り立っている組織です。

→PTA活動を規制するための法律は無いため、PTAの運営方法や活動などは会員の総意で決定することができます。

但し...

「PTAと任意」

PTAは「任意加入」??

■PTAは、PTAの趣旨に賛同し協力する意志をもった会員で構成される組織で、**保護者や教職員に入会を強制することはできません。**

■権利能力なき社团は、退会について、団体の規約や総会の決議で、退会を許さない旨を定めることはできません。

つまり...

「PTAと任意」

PTAは「任意加入」?? (続き)

■ PTAは保護者等の意志による加入（任意加入）により集まった会員で成り立っています。

■ 保護者等の入会意志の確認方法は、加入の申込による方法や非加入の意志を申し出ていただく方法など、それぞれの単位PTAの実情にあわせて決定することができます。

※入会方法などが保護者等に周知されていない場合は入会が無効とみなされる可能性があるので注意してください。

「PTAと任意」

PTAの活動参加や役員の仕事は「任意」??

■PTAの活動内容や役員・委員の選任方法などは「原則として」単位PTAが自由に決定することができます。

ただし（当然のことですが）...

■法令に違反することや公序良俗に反することを行ってはいけません。

※本人の意志に反して、会費を徴収したり、活動を強制することなどは違法であるとみなされる場合がありますのでご注意ください。

「PTAと任意」

PTAでこんな事例はありませんか？①

■PTAの手引きなど冊子・印刷物のみを配布して、特に入会（任意）について説明をせずに、保護者による加入の意思表示もないままに学校の教材費等と一緒にPTA会費を引き落としている。

「PTAと任意」

PTAでこんな事例はありませんか？① (続き)

→PTAは任意団体であり、学校の付属団体とは異なります。そしてPTAへの入会・退会は任意です。

→PTA会費を強制的に引き落とすことは、強制加入だけでなく、学校が加入を強制しているような誤解もあわせて与えてしまう可能性があります。

■ 事前にPTAへの加入、会費徴収の方法などの説明を行うことが必要です。

「PTAと任意」

PTAでこんな事例はありませんか？②

PTA非入会・退会を希望する方に対して……

- 「PTAは保護者の義務」だと説明している
- 「PTAは（義務だから）自動入会／強制加入／退会出来ない」と説明している
- 「PTAへの非入会・退会の理由について（PTA本部などが）納得が出来ないと対応できない」と説明している

「PTAと任意」

PTAでこんな事例はありませんか？②（続き）

- PTA**入会・退会は任意**です。義務ではありません。
- 理由は非入会・退会の必須要件ではありません。
- PTAへの非入会・退会を希望する方が、その理由を「伝える・伝えない」はその方が決めることですので、強要をしてはいけません。

■但し、**今後の魅力あるPTA活動・運営の参考にするために、出来る範囲で理由を伺う**ことは良いと思います。

「PTAと任意」

PTAでこんな事例はありませんか？③

PTA非入会・退会を希望する方に対して……

- 「PTAに入らないと子どもがPTAの行事に参加出来ない」と説明している
- 「PTAから子どもに配布される行事などの景品はもらえない」と説明している
- PTAで登校班を組織する場合に「PTAに加入しないと登校班と一緒に登校できない」と説明している

「PTAと任意」

PTAでこんな事例はありませんか？③ (続き)

→児童・生徒はPTA会員ではありません。

PTAはPTA会員の子どもの為に活動するのではなく、**その学校に通学している全ての児童・生徒の為に活動**をします。

PTA会員ではない保護者の子どもが不利益を被ることやいじめ・区別・差別は行ってはいけません。人権問題になります。

「PTAと任意」

PTAでこんな事例はありませんか？③（続き）

→行事参加や景品などはどうすればいいの??

■ 会員・非会員の**区別をしないで全児童・生徒を**
対象にする

■ 非会員の方の子ども**の参加・景品については実**
費をいただき対応する

■ PTA会費**そのものからの支出を止めて案件毎に**
都度実費を徴収する

などの事例があります。

「PTAと任意」

PTAでこんな事例はありませんか？④

PTA委員決め・委員活動・・・

■ 事前に規約や説明会などによる説明が無く、強制的にくじ引きを行い、該当した方が強制的に委員として委員活動を強要する。

■ 委員活動の為に、活動しないことが悪いことであるように責め立てたり、強引に仕事を休ませたりして、委員活動を強要する。

「PTAと任意」

PTAでこんな事例はありませんか？④（続き）

→ 予め入会前に説明などが無い場合や活動を強要することなどは違法と見なされる場合があります。

- 事前に**委員決定方法・活動の内容の説明**を行う
 - 無理のない活動内容・活動時間を検討する
 - **メール・SNS・グループウェアなどの活用**
 - 事情がある方には出来る範囲で出来ることをお願いする
- などを検討をしても良いと思います。

「PTAと任意」

PTAでこんな事例はありませんか？⑤

こんなことが実際に発生しています。

★熊本県にてPTAに関する裁判が行われています

PTA強制加入は「不当」 父親が会費返還求め提訴

子どもが通う小学校のPTAが任意団体であるにもかかわらず、強制加入させられたのは不当として、熊本市内の男性（57）がPTAを相手取り、会費など計約20万円の損害賠償を求める訴訟を熊本簡裁に起こした。

「PTAと任意」

PTAでこんな事例はありませんか？⑤

訴状によると、2009年に2人の子どもが同市内の公立小学校に転校した際、**PTAに同意書や契約書なしに強制加入させられ**、会費を約1年半徴収されたと主張。これまでもPTA側と話し合ってきたが、平行線だったという。

「PTAは原則、入退会が自由な団体なのにもかかわらず、なんの説明も受けなかった」と指摘。12年に退会届を出したが、「会則の配布をもって入会の了承としている」などとして受理されなかったといい、「憲法21条の『結社の自由』の精神に反している。会則には入退会の自由を明記するべきだ」と訴えている。

朝日新聞デジタル2014年7月3日07時35分掲載より抜粋

<http://www.asahi.com/articles/ASG726600G72TLVB00N.html>

※現在、簡易裁判所から地方裁判所へ移送されて係争中